

群馬大学大学教育・学生支援機構学生受入センター運営委員会内規

平成18. 4. 1 制定
改正 平成26. 4. 1
令和 2. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学教育・学生支援機構学生受入センター規程第7条第2項の規定に基づき、学生受入センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生募集に係る広報活動に関すること。
- (2) 入学者選抜方法の改善に関すること。
- (3) 入学者選抜に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 入学者選抜に係る情報の保護、管理及び開示に関すること。
- (5) 入学者選抜に係るリスクマネジメントに関すること。
- (6) 大学入学共通テストに関すること。
- (7) その他センターの運営に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) アドミッション・コーディネータ
- (4) 各学部の入試又は広報担当委員会の委員長
- (5) 学務部長
- (6) 学長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞く

ことができる。

(部 会)

第8条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会については、別に定める。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、学務部学生受入課において処理する。

(雑 則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。